

障がいのある学生等の支援について

本学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、障がいの有無にかかわらず、建学の精神である女性の「自主自律」の実践を組織的に支援することを目的として、障がいのある学生等の支援の充実に努めます。

「障がいのある学生等」とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます）、その他の心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁により継続的に、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある在学生および本学への受験を希望する者をいいます。

支援の方針について

「障がいのある学生等」のうち、本人及び保証人が支援を受けることを希望した場合に、「合理的配慮」※に基づく以下の支援に努めます。

- (1) 受験に関する支援
- (2) 学修支援
- (3) 学生生活支援
- (4) 健康管理支援
- (5) 進路支援
- (6) 社会的障壁（バリアフリー等）の環境改善

※「合理的配慮」（「障害者の権利に関する条約」第 2 条に準拠します）とは、障がいのある学生等が、他の学生と平等に教育を受ける権利を確保するために、本学が行う必要かつ適当な変更及び調整です。本学で教育を受ける場合に、障がい等の状況に応じて、個別に必要とされるものですが、本学の支援体制や財政面において、均衡を失したり、過度の負担とならないものをいいます。

相談窓口は

障がいのある学生等からの相談窓口は、以下の通りとなっています。

板橋キャンパス：学生支援センター学生支援課長 電話 03-3961-2079

狭山キャンパス：狭山学務部学務課長 電話 04-2952-1622

※いずれも事務取扱時間内です。

不服等がある場合には

本学では、障がいのある学生等が、大学から不当な差別的取扱いを受けていたり、合理的配慮を含む障がいのある学生等への支援の内容に不服がある場合等は、ハラスメント防止対策委員会がその内容を聞き、必要に応じて調整を行ないます。

以上





障がい学生支援 相談申込について

- ① ご相談の申込は、原則学生ご本人とします。
- ② 申込書に記入いただいた個人情報については、本学園の個人情報保護に関する基本的な方針（プライバシーポリシー）に沿って取り扱われ、本学の障がい学生支援活動以外の目的で使用されることはありません。
- ③ ご相談内容については、関連する学科・各部署で連携しながら検討し、支援内容は回答書にてお渡しいたします。
- ④ 支援にあたり、「障害者手帳」や「診断書」をお持ちの方は書類のコピーをご提出ください。
- ⑤ 緊急対応を要すると判断される場合や、学外機関と連携する必要が生じた場合は、相談申込者ご本人、あるいは保証人の方に連絡させていただきます。
- ⑥ 支援内容を変更、または終了する場合は、随時申し出てください。
- ⑦ 休学・退学等、支援を受ける状況に変更が生じた場合は、できる限り事前に障がい学生支援 相談窓口にご連絡ください。

障がい学生支援 相談窓口

- 板橋キャンパス：学生支援センター学生支援課
- 狭山キャンパス：狭山学務部学務課

